東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局の設立が、強化されたＣＭＩＭと共に、地域の金融の安定性を支える恒久的な制度を通じて金融に関する地域協力を促進する重要な一歩となることを確信して、

次のとおり協定した。

第一章　設立、目的及び任務

第一条　設立及び加盟者

(1)　締約者は、この協定により、目的及び任務の遂行のため完全な法人格及び法的能力を有する国際機関として、東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（以下「ＡＭＲＯ」という。）を設立する。

(2)　この協定を批准し、受諾し、又は承認した締約者は、第二十五条及び第二十六条に定めるところにより、ＡＭＲＯの加盟者となる。

第二条　目的

ＡＭＲＯは、地域の経済の監視及び地域金融取決めの実施を支援することを通じ、地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献することを目的とする。「地域金融取決め」とは、東南アジア諸国連合プラス三箇国の枠組みの下における流動性に係る多数国間の支援に関する取決めであって、地域における国際収支及び短期的な流動性に関する潜在的な及び現実の困難に対処するためのものをいう。

第三条　任務

ＡＭＲＯは、その目的を達成するため、次の任務を有する。

(a)　加盟者のマクロ経済の状況及び金融の健全性について監視し、評価し、及び加盟者に報告すること。

(b)　加盟者のために、地域におけるマクロ経済及び金融に係る危険及びぜい弱性を明らかにし、並びに要請がある場合には、当該危険を緩和するための政策的な勧告を適時に作成することを通じて支援すること。

(c)　地域金融取決めの実施に当たり、加盟者を支援すること。

(d)　ＡＭＲＯの目的を達成するために必要なその他の活動であって執行委員会が決定するものを実施すること。

第二章　業務

第四条　加盟者の協力

(1)　各加盟者は、自己の関係法令により認められる範囲内で、前条に規定する監視その他の活動のために合理的に必要とされる関連する情報及び支援をＡＭＲＯに提供する。加盟者は、個人又は団体の事情が明らかにされるほど詳細な情報を提供する義務を負わない。

(2)　各加盟者は、前条に規定するＡＭＲＯの監視その他の活動について誠実にＡＭＲＯに協力する。

第五条　業務

ＡＭＲＯは、第二条及び第三条に規定する目的及び任務を達成するため、

(a)　前条の規定に基づいて加盟者から提供された情報を適切に使用する。

(b)　この協定に基づくＡＭＲＯの目的及び任務に関連する事項について、毎年、各加盟者と協議を行うことができる（「年次協議訪問」）。

(c)　独自に、かつ、加盟者の不当な影響を受けることなく、その目的及び任務の遂行のために望ましいと認める報告を準備するものとし、この協定の下で生ずる事項であって加盟者に影響を及ぼし得るものについての自己の見解を当該加盟者に非公式かつ内密に通知する。

(d)　第八条(2)(f)の規定に従い、その目的及び任務の遂行のために望ましいと認める報告を公表する。

(e)　加盟者及び関係分野の国際機関又は団体とこの協定の範囲内で協力し、及び合意することができる。いずれの加盟者も、ＡＭＲＯにおける地位又はＡＭＲＯへの参加を理由として、その合意から生ずるＡＭＲＯの行為、不作為又は義務につき責任を負うものではない。

第三章　管理

第六条　機構

ＡＭＲＯに、執行委員会、諮問委員会、事務局長及び職員を置く。

第七条　執行委員会の構成

(1)　各加盟者は、執行委員会に代表を出すものとし、このため、代理を二人まで任命することができる。一人の財務代理は、加盟者の政府から財務に責任を有する者が、一人の中央銀行代理は、加盟者の中央銀行又はこれに相当する機関から、任命される。その任命は、任命した加盟者がいつでも撤回することができる。

(2)　各代理は、不在のときに自己に代わって行動する完全な権限を有する代理代行を任命する。

(3)　(1)及び(2)の規定にかかわらず、中華人民共和国香港特別行政区政府（以下「香港」という。）は、一人の代理のみを任命することができる。

第八条　執行委員会の権限及び手続

(1)　この協定に基づくＡＭＲＯの権限であって、諮問委員会又は事務局長に付与されていないものは、全て執行委員会に属する。

(2)　執行委員会は、ＡＭＲＯの戦略的な監督を維持し、及びその政策方針を定めるものとし、特に次のことを行う。

(a)　第三条及び第五条の規定に基づいて準備された報告並びに事務局長が準備する他の報告及び評価（諮問委員会の意見を含む。）を検討すること。

(b)　ＡＭＲＯの任務及び責任の遂行状況を示す年次報告（会計及び定員に関する監査報告を含む。）を検討し、及び承認すること。

(c)　ＡＭＲＯの定員、年次予算及び事業計画を検討し、及び承認すること。

(d)　事務局長の任命の過程を監督し、事務局長を任命し、又は必要な場合には第十一条の規定によるその雇用を停止し、若しくは終了すること及び事務局長の任務の遂行について検討すること。

(e)　諮問委員会の委員を任命すること及びその任務を停止し、又は終了すること。

(f)　情報の公表に関するＡＭＲＯの政策を定めること。

(3)　執行委員会は、ＡＭＲＯの業務の運営上必要又は適当な規則、政策及び手続を定めることができる。

(4)　執行委員会は、ＡＭＲＯの業務全般を容易にするために必要かつ適当な委員会を設置することができる。

(5)　執行委員会は、自己が決定する頻度及び場所で会合するものとし、東南アジア諸国連合の構成国である一の加盟者並びに中華人民共和国、日本国及び大韓民国のうちいずれかの加盟者で構成される二の調整国のそれぞれ一人の各代理が、共同で議長を務める。

第九条　投票

(1)　執行委員会の会合の定足数は、代理の過半数で合計して付表に定める総投票権数の三分の二以上を行使するものとする。

(2)　執行委員会の決定は、コンセンサス方式によって行う。コンセンサスに達することができない場合には、執行委員会の決定は、付表に定める総投票権数の三分の二以上の多数による承認で効力を生ずる。

(3)　二人の代理が一の加盟者を代表する場合には、これらの票は、一括して投じられる。中華人民共和国及び香港の票は、個別に投じられることが確認される。

第十条　諮問委員会

(1)　諮問委員会は、ＡＭＲＯによるマクロ経済の評価及び勧告に対し、時宜を得た戦略的、技術的かつ専門的な意見を事務局長に提供する。

(2)　諮問委員会は、事務局長及びＡＭＲＯの職員から独立するものとし、執行委員会に対して責任を負う。

(3)　諮問委員会は、執行委員会が決定する条件に従い、優れた、かつ、尊敬されている経済の専門家である六人以下の委員で構成する。諮問委員会の委員は、執行委員会が任命する。

第十一条　事務局長及び職員

(1)　執行委員会は、事務局長を任命する。事務局長は、執行委員会が定める条件で在任する。

(2)　事務局長の任命は、能力主義、透明性及び開放性の原則を指針とする。

(3)　事務局長は、執行委員会が別段の指示を行う場合を除くほか、執行委員会の会合に出席する。